

東海第二発電所及び敦賀発電所1号機における 燃料集合体ウォータ・ロッドに関する調査結果の報告等について

当社は、平成24年11月28日に原子力規制委員会から指示があった「東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所第5号機の燃料集合体ウォータ・ロッド^{※1}の曲がりについて（指示）^{※2}」に基づき燃料集合体の点検計画等について取りまとめ、平成25年1月7日に、原子力規制委員会に報告しました。（平成25年1月7日発表済み）

その後、点検計画に基づく対応を行ってまいりましたが、原子力規制委員会からの指示事項2. に基づくサンプル点検を実施した結果、点検対象とした燃料集合体について、ウォータ・ロッドの曲がり等の異常がないことを確認し、本日、その結果を取りまとめ原子力規制委員会に報告しました。

今後、原子力規制委員会からの指示事項3. に基づく点検を行い、結果がまとまり次第、速やかに報告します。

なお、平成24年8月10日に旧原子力安全・保安院からの指示「燃料集合体チャンネルボックス上部（クリップ）の一部欠損について（指示）」に基づく当社発電所のクリップの点検・調査については、3月末を目途に完了する予定でしたが、広範な詳細調査を実施したことから、原因究明・再発防止対策の取りまとめに時間を要しているため、完了時期を延期し、まとまり次第報告します。

※1 燃料集合体の中央部に燃料棒と並行して設けられている中空の管で、内部に水を通すことにより燃料集合体内部の出力の最適化を図るもの。

※2 原子力規制委員会からの指示

原子力規制委員会（以下「当委員会」という。）は、東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所第5号機の燃料集合体ウォータ・ロッドの曲がりについて、沸騰水型原子炉を設置する事業者に対し、本事象の原因として燃料集合体のチャンネルボックスの装着に起因する可能性が高いため、以下のとおり対応することを求めることとする。

記

1. 原子力発電所の燃料集合体について以下の事項を確認の上、平成25年1月7日までに当委員会に報告すること。
 - ① 燃料集合体の取り替え回及び製造メーカー
 - ② チャンネルボックスの新品・再用品等の区分とその数
 - ③ 燃料集合体へのチャンネルボックスの取り付け方法
 - ④ 再使用チャンネルボックスを装着した燃料集合体及び点検等によりチャンネルボックスを脱着した履歴のある燃料集合体の数及び所在場所
2. 再使用チャンネルボックスを装着した燃料集合体及びチャンネルボックスの脱着履歴のある燃料集合体の異常の有無等について、統計上十分なサンプル点検を実施し、その結果についても平成25年1月7日までに当委員会に報告すること。
3. 原子炉内に装荷している燃料集合体又は今後原子炉に装荷を予定している燃料集合体のうち、再使用チャンネルボックスを装着した燃料集合体又はチャンネルボックスの脱着履歴のある燃料集合体について、当該燃料集合体を装荷した原子炉を起動する前に点検を実施し、その結果について速やかに当委員会に報告すること。
4. 2.3.のそれぞれの点検において、燃料集合体の異常が確認された場合、その状況把握及び原因究明を行い、その結果について速やかに当委員会に報告すること。

添付資料：「東海第二発電所及び敦賀発電所1号機における燃料集合体

ウォータ・ロッドに関する調査について（中間報告その2）」の概要

以上

「東海第二発電所及び敦賀発電所 1号機における

燃料集合体ウォータ・ロッドに関する調査について（中間報告その2）」の概要

1. 調査対象

東海第二発電所及び敦賀発電所 1号機の使用済燃料プール貯蔵中の燃料集合体のうち、再使用チャンネルボックス（以下「C/B」という）を装着した燃料集合体及びC/Bの脱着履歴のある燃料集合体からサンプル抽出を行い、水中カメラを用いて、外観点検を実施した。

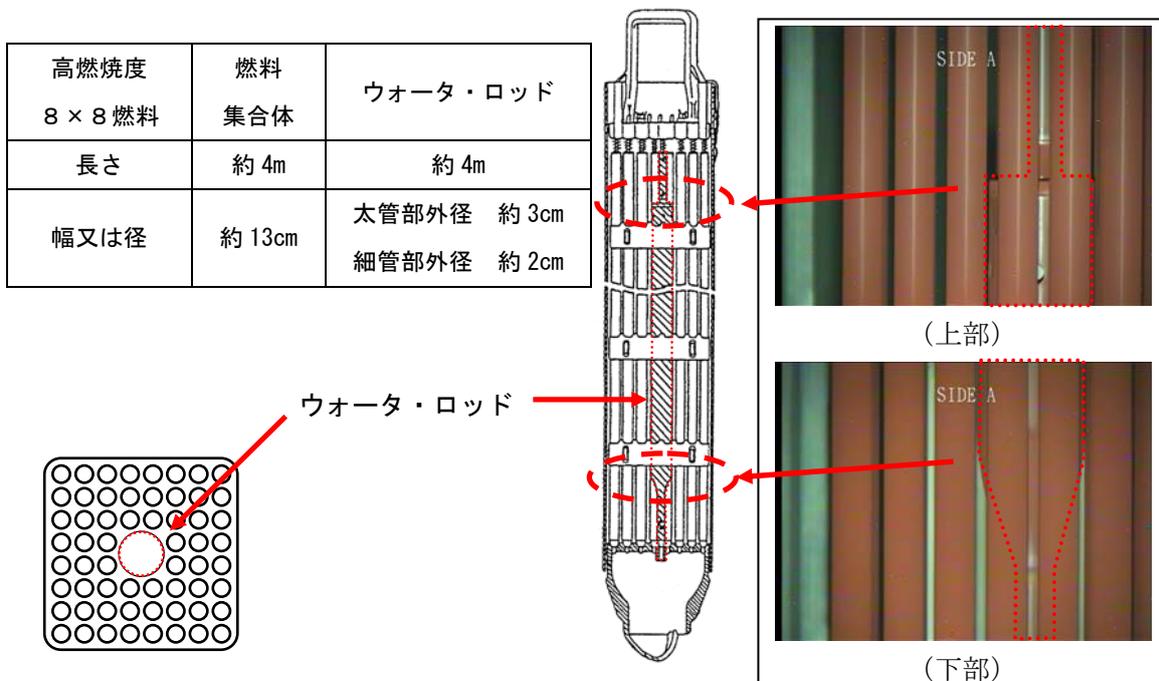
	東海第二	敦賀 1号機 [※]
使用済燃料プールに貯蔵中の燃料集合体	2,202 体	792 体
再使用C/Bを装着した燃料集合体	112 体	0 体
C/Bを脱着した履歴のある燃料集合体	127 体	53 体
外観点検実施対象の燃料集合体	17 体	15 体

※敦賀発電所 2号機の使用済燃料貯蔵ピット内に貯蔵されている敦賀発電所 1号機用の燃料集合体を含む。

2. 調査結果

点検対象である東海第二発電所 17 体、及び敦賀発電所 1号機 15 体全ての燃料集合体について外観点検を行い、ウォータ・ロッドの曲がりを含む燃料集合体に異常がないことを確認した。

【参考：燃料集合体概要図（高燃焼度 8 × 8 燃料）及び外観点検結果（代表例）】



燃料集合体断面図

燃料集合体全体図

外観点検結果（代表例）